

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年8月3日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1700198 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1700135 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 22 年 12 月 10 日の標準賞与額を 56 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 22 年 12 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 12 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 12 月 10 日

A 社に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録は、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっているが、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたのは確かなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された賞与支払明細書及び「金融機関のご利用明細」により、請求者は、請求期間に同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書により確認ができる賞与額から 56 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成 22 年 12 月 10 日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 29 年 2 月 10 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 22 年 12 月 10 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700065号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700136号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和35年11月から昭和39年7月まで
② 昭和39年7月から昭和46年8月まで
③ 平成4年7月31日から平成9年5月5日まで

A社で勤務していた請求期間①、B社で勤務していた請求期間②及びC社で勤務していた請求期間③の厚生年金保険の加入記録がない。これらの会社で勤務したことは確かなので、請求期間①、②及び③について厚生年金保険の被保険者として認め、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者はA社が経営していたパチンコ店に勤務したとしているところ、同社の商業登記簿謄本から、同社の所在地及び事業内容(喫茶店の経営、娯楽遊技場の経営、洋菓子の製造販売)は確認できるものの、オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社の代表取締役及び請求者が記憶する同僚は所在が不明であることから、請求者の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

請求期間②について、請求者はB社が経営していたパチンコ店で勤務したとしているところ、オンライン記録では、B社は厚生年金保険の適用事業所になった記録は確認できない。

また、請求者が記憶している同僚は、期間の特定はできないものの、請求者とB社で勤務していた旨陳述していることから、請求者が同社に勤務していたことはうかがえるものの、上記同僚は、同社は厚生年金保険に加入しておらず、給与からの保険料控除もなかった旨陳述している。

さらに、請求者はB社とD社の事業主が同一人であるとしていることから、D社に係る事業所別被保険者名簿を基に当該事業主に照会したところ、回答は得られず、請求者のB社におけ

る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

請求期間③について、請求者はC社に勤務したとしているところ、オンライン記録によると、当該請求期間のうち平成4年7月31日から平成7年4月26日までの期間については、E社における厚生年金保険の被保険者期間（平成22年1月28日に厚生年金保険の脱退手当金を支給決定済）であったことが認められ、当該請求期間のうち平成7年4月26日から平成9年5月5日までの期間に係る請求者の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

なお、C社の商業登記簿謄本によると、当該請求期間のうち平成4年7月31日から平成6年5月10日までの期間について、同社の代表取締役となっていることが認められ、また、E社の商業登記簿謄本によると、当該請求期間以前に同社の代表取締役となっていることから、請求者は、当該請求期間のうち平成4年7月31日から平成6年5月10日までの期間については、C社とE社の代表取締役を兼任していたことが認められる。

また、請求期間③のうち平成7年4月26日から平成9年5月5日までの期間について、C社に係る商業登記簿謄本によると、請求者の妻が同社の代表取締役に平成6年7月25日に就いていることが確認できるところ、請求者の妻は、請求者は平成6年5月10日から平成9年5月5日までの期間については、同ビルにあったF事業所の経営をしており、C社に在籍していたか否かは不明と陳述している上、C社の社会保険の手続業務を委託していたとするG会計事務所（現在は、H税理士法人）は、C社に関する資料は何も残っていない旨陳述している。

さらに、請求期間③当時、上記会計事務所の代表者でC社の監査役を兼任していた者にも照会したが回答を得られないことから、請求者の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。